

国地契第15号
国官技第116号
国営整第88号
平成22年7月29日

総務部長
各地方整備局企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房
地方課長
技術調査課長
官庁営繕部整備課長

「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」の
一部改正について

電子入札システムにより建設コンサルタント業務等の調達手続を行う場合の、受注意思の確認に係る受発注者双方の事務負担の軽減及び建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について、昭和54年建設省告示第1206号が廃止され、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号において定められたことを踏まえて、今般、「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」（平成12年7月26日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第119号、建設省営建発第47号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記5を次のように改める。

5 受注意思確認の徹底

- (1) 従来型の指名競争入札方式においては、指名時において、指名された者に対し、書面により受注意思を確認するものとする。
- (2) 標準プロポーザル方式（特定手続調達に基づく方式をいう。）においては、技術提案書の提出要請時において、技術提案書の提出者として選定された者に対し、書面により受注意思を確認するものとする。
- (3) (1)及び(2)の手続は、電子入札システムにより調達する場合には、「電子入札運用基準について」（平成15年3月31日付け国地契第113号、国官技第368号、国営計第194号）8-5に定める業者からのICカードの指定に係る手続をもって、これに代えることができる。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、競争入札方式における入札の辞退に係る取扱いについては、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省厚発第5号。以下「入札心得」という。）第4条の2の規定に留意するとともに、プロポーザル方式における参加の辞退に係る取扱いについては、競争入札方式と同様に随意契約の相手方として決定されるまでは参加辞退ができるようにすることとし、以後の選定等においては参加辞退を理由として不利益な取扱いとしないことを徹底するものとする。

記7(3)中、「昭和54年建設省告示第1206号による」を「平成21年国土交通省告示第15号によるものとし、これによりがたい場合は必要回数に応じた経費を見込む」に改める。

附 則

この通知は、平成22年7月30日から施行する。